

通所介護重要事項説明書

＜平成22年1月1日現在＞

1. 水元在宅サービスセンターの概要

(1) 提供できるサービスの種類と地域

所在地	東京都葛飾区水元一丁目26番20号
介護保険指定番号	通所介護（東京都1372200806号）
サービスを提供する対象地域	東京都葛飾区

(2) 同センターの職員体制

① 通常規模型通所介護

	常勤(兼務)	非常勤	業 務 内 容
管理者	1(1)		事業所の従事者及び業務の一元的管理
生活相談員	2(1)		利用申込にかかる調整、通所介護計画の作成
機能訓練指導員	0(0)	2	心身の機能減退を防止するための訓練指導、助言
看護職員	0(0)	2	お客様の心身の状況把握と健康管理
介護職員	2(2)	4	日常生活上の介護
その他			調理員（委託）等

(3) 同センターの設備概要

定員 通常規模型通所介護 25名

食堂兼ディルーム、機能訓練室、静養室、相談室、事務室、浴室（介助浴室・特殊浴室）、送迎車

(4) 営業時間

月～土	午前8時55分～午後5時30分
日・祭日	定休日（なお、12月30日から1月3日までの年末年始は休業とします）

2 サービス内容

- ① 送迎……ご自宅の戸口又はその近くまでお迎えにまいります。
- ② 食事……季節感を取り入れ、高齢者に配慮した温かい食事を提供します。
- ③ 入浴……寝たままで入浴できる器械浴槽、介助浴浴槽を用意しております。
- ④ 機能訓練……個人別に作成するプランにより、リハビリ器具等を活用して機能訓練ができます。
- ⑤ 生活相談……ご自宅での介護上の悩みなどなんでもご相談ください。

3 料 金

契約書別紙記載の（1）基本料金表の単位数と（2）加算料金の（加算単位数）の合計に、厚生労働大臣が定める1単位の単価単位を乗じた額（1円未満切り捨て）に（3）昼食代を加えた額を支払っていただきます。

ただし、介護保険適用時には、基本料金と加算料金の合計額の1割相当額（1円未満切り捨て）に昼食代を加えた額となります。

4 料金の支払方法

毎月5日までに前月分の請求をいたしますので、10日以内にお支払い下さい。お支払いいただきますと、領収書を発行いたします。

お支払い方法は、現金払い、郵便振替にてお振込み下さい。

5 サービスのご利用方法

(1) サービスのご利用開始

居宅サービス計画の作成を依頼している居宅介護支援事業者を通じてお申し込みください。

別途、利用契約を結んだ上で、サービスの提供を開始します。

(2) サービスの終了

① お客様のご都合でサービスを終了する場合

サービスの終了を希望する日の7日前までに文書でお申し出下さい。

② 当社の都合でサービスを終了する場合

やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合は、終了30日前までに文書で通知します。

③ 自動終了

以下の場合、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

- ・お客様が介護保険施設に入所した場合
- ・介護保険給付でサービスを受けていたお客様の要介護認定区分が、非該当（自立）と認定された場合
- ・お客様がお亡くなりになった場合や被保険者資格を喪失した場合

④ その他

- ・当センターが正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、お客様やご家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、お客様は文書で解約を通知することによってすぐにサービスを終了することができます。
- ・お客様が、サービス利用料金の支払を60日以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず催告した日から20日以内に支払わない場合、またはお客様やご家族などが当社や当社従業員に対して本契約を継続しがたいほどの背信行為を行なった場合は、文書で通知することにより、すぐにサービスを終了させていただく場合がございます。

6 当センターの通所介護の特徴等

(1) 運営の方針

当センターは、地域社会に開放された施設をコンセプトに、お客様のプライバシー保護に十分配慮しつつ、設備の地域開放を始め、ご家族の方や地元町会等とも良好な関係が保てるよう運営にあたり、地域社会に溶け込んだ施設作りを目指します。

法人のモットーである「みんなのしあわせとおもいやり」をコンセプトに、温かみのあるサービスが提供できるよう努めています。

(2) サービスご利用のために

事 項	有 無	備 考
土曜・日曜日の実施の有無	△	土曜日は実施しております。
時間延長の実施	○	ご相談に応じます。
従業員への研修の実施	○	年3回以上の研修を実施しています。
サービスマニュアルの作成	○	
送迎の有無	○	多様な車種を用意しています。

(3) サービス利用に当たっての留意事項

・送迎時間の連絡

- ① サービス開始前に時間と搭乗場所の確認をいたします。
- ② 交通事情等により予定時刻に遅延する場合はご自宅に連絡します。

・体調確認

- ① センター来所時、健康チェックを行います。
- ② その他、随時、様子観察を行い、体調が悪い場合は、ご家族に連絡いたします。

・サービスの中止・変更

以下の場合には、お客様又はご家族に連絡の上、サービスを中止又は変更する場合があります。

- ① 風邪、疾病等によりサービスを継続することが困難な時
- ② 体調が悪くサービスを継続することが困難な時
- ③ 天候不順（降雪・台風等）又は災害等によりサービスの実施が困難な時

・食事のキャンセル

昼食がご不要となった場合には、なるべく前日までにお申し出下さい。

・時間変更

ご利用時間を変更される場合には、事前にご相談ください。

・設備、器具の利用

- ① 快適に、安全にセンターをご利用いただくために、センター内の設備、器具をご利用される場合は職員にお声をかけてください。
- ② 車椅子・歩行器・ポータブルトイレ等につきましては、センターで用意してありますが、ご自分で使い慣れたものをご持参いただいてもかまいません。

7 緊急時の対応方法

サービスの提供中に容体の変化等があった場合は、容体により救急車の手配を行うほか、事前の打ち合わせにより、〔契約書別紙〕記載の緊急連絡先、主治医、居宅介護支援事業者へ連絡をいたします。

8 非常災害対策

- ・当センターにおいては、非常災害時に備えて、非常用食料・飲料水・医薬品等の備蓄を実施しています。また、電話回線が不通となった場合に備えて、警察署・消防署、区役所等各関係機関と無線で交信できるようになっています。
- ・広域災害が発生した場合、施設自体の建物損傷がない時は、センター内に留まっていることが十分予測されます。
- ・万一の災害発生時の避難場所は下記のとおり指定されています。

避難場所 水元公園江戸川緑地帯

- ・防火責任者 (正) 水元在宅サービスセンター所長
(副) 水元ふれあい家管理課事務員

9 サービス内容に関する相談・苦情

① 当センターご利用相談・苦情担当

☆サービス相談窓口☆

電話番号：03-3607-7881

受付時間：月～金曜日（祭日を除く）午前9時～午後5時30分

- | | | | |
|---|---------------------|-----|---------------|
| a | 施設の運営管理、職員に関すること | 管理者 | 岩井政宏 |
| b | 諸手続き、提供サービス全般に関すること | 相談員 | 柳沢真知子
後藤清子 |

② その他

当センター以外に、区市町村での相談・苦情窓口でも受け付けています。

(葛飾区)

担当係： 葛飾区役所保健福祉部介護保険課

電 話： 03-3695-1111 (内線2353)

10 当社の概要

法人種別・名称 社会福祉法人仁生社
代表者役職・氏名 理事長 加藤正弘
本部所在地・電話番号 東京都江戸川区東小岩二丁目24番18号
03-3673-1221

定款の目的に定めた事業

第一種社会福祉事業

- | | |
|--------------|-------------|
| 1. 養護老人ホーム | 高砂園の設置経営 |
| 2. 特別養護老人ホーム | 中川園の設置経営 |
| 3. 特別養護老人ホーム | 水元園の設置経営 |
| 4. 特別養護老人ホーム | 水元ふれあいの家の経営 |
| 5. 特別養護老人ホーム | 奥戸くつろぎの郷の経営 |

第二種社会福祉事業

- | | |
|-----------------|------------------------------|
| 1. 医療保護施設 | 江戸川病院の設置経営 |
| 2. 医療保護施設 | 高砂分院の設置経営 |
| 3. 老人デイサービスセンター | かつしかケアセンターの設置経営 |
| 4. 老人デイサービスセンター | 水元在宅サービスセンターの経営 |
| 5. 老人デイサービスセンター | 東堀切在宅サービスセンターの経営 |
| 6. 老人デイサービスセンター | 奥戸在宅サービスセンターの経営 |
| 7. 老人デイサービスセンター | 亀有在宅サービスセンターの経営 |
| 8. 老人デイサービスセンター | 東新小岩サービスセンターの経営 |
| 9. 地域包括支援センター | 地域包括支援センター奥戸の受託経営 |
| 10. 地域包括支援センター | 地域包括支援センター水元の受託経営 |
| 11. 老人短期入所事業 | 中川園の設置経営 |
| 12. 老人短期入所事業 | 奥戸くつろぎの郷の経営 |
| 13. 訪問看護ステーション | 江戸川病院訪問看護ステーション・マックスライフの設置運営 |

その他これに付随する業務 居宅介護支援事業所 4ヵ所の経営

契約を締結するにあたって以上の確認をしました。

平成 年 月 日

通所介護のご利用開始にあたり、お客様（代理人を含む）に対して本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

事業者

<所在地> 東京都葛飾区水元一丁目26番20号

<名称> 水元在宅サービスセンター

<事業所番号> 東京都1372200806号

説明者 所属 水元在宅サービスセンター

氏 名

印

私は、契約書及び本書面にて事業者から通所介護についての重要事項の説明を受けました。

<お客様> 住 所 _____

氏 名

印

(代理人) 住 所 _____

氏 名

印

(お客様との続柄)